



河村つぐみ社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会専門員

社会保険労務士 河村 亜実

新型コロナウイルスの関係で 傷病手当金はもらえるのか…

「はい、こちら企業の労働110番です」電話は、製造業の社長さんからでした。
ご相談は、社内に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した従業員がい

健康保険からの保険給付の一種である傷病手当金は、健康保険に加入している従業員が業務外のケガや病気のため労務に服することが出来ない期間に、生活の保障として

用意されている手当です。

働くことが出来ず会社を休んだ日が連続して3日続いた場合（待機期間という）、その後4日目より病気・ケガのため休んだ日ごとに傷病手当金が支給されます。支給

て、その従業員が熱を出して休んでいるため、会社全体も休業としているという状況下で、健康保険から出る傷病手当金がもらえるか、という内容でした。

給金額は、原則直近1年間の標準報酬月額を平均した額（社会保険加入期間が1年に満たない場合は別途算定方法があります）の3分の1に相当する額の3分の2に相当す

る金額となり、休んだ日ごとに支給されます。では、この新型コロナウイルス感染の疑いがあるような段階において、この傷病手当金をもらうことができるのでしょうか。

答えは、支給対象となる可能性にあります。

厚生労働省では「風邪



の症状が4日以上続いている」「強いだるさや息苦しきがある」等の外来受診の基準を設けています。これに該当する場合は、自宅療養で医者にかかっていなかったとしても受診前の期間も含め療養のため労務に服することが出来なかった期間に該当

し、社会保険に加入している従業員であれば、傷病手当金が支給される基準を満たします。

症状がなく、ただ濃厚接触があったという理由だけでは労務に服することが出来ないという判断にはなりませんのでご注意ください。

また、ご相談のあった

会社さんでは同時に会社も休業とされています。会社独自の判断で一律に従業員を休ませた場合、発熱のあった従業員以外は傷病手当金の支給対象とはならないため、会社は休業期間中の休業手当を支払う必要があります。

ご質問のように新型コロナウイルスの関係で傷病手当金が支給されるかどうか判断に困ったときは、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給に関するQ&A」が出ておりますので、ご活用ください。また、前月号

同コーナーでも触れているように、労災の休業補償給付の対象となることもあるかもしれません。こういう時期だからこそ、間違いのない情報を得て、会社や従業員さんたちを守っていかなければなりませんね。

当協会では「新型コロナウイルス労務・安全衛生管理対策特別相談室」（☎052-938-7567）を設けています。

- ①感染者、感染が疑われる労働者の休業、特別休暇制度、労働時間管理等の労務管理上の問題、
- ②業績悪化時の雇用確保対策上の問題、
- ③業績悪化による休業時の雇用調整助成金受給等の問題、
- ④業務での感染が疑われる労働者の労災保険上の問題等、相談対応、対策実施のアドバイス・提案を行っております。ぜひ、ご活用ください。

イラスト・木村武司